

法第2条第1項の特定有害物質

特定有害物質の種類	地下水の摂取等によるリスク	直接摂取によるリスク	分類
クロロエチレン (別名 塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	○	-	第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)
四塩化炭素	○	-	
1,2-ジクロロエタン	○	-	
1,1-ジクロロエチレン (別名 塩化ビニリデン)	○	-	
1,2-ジクロロエチレン	○	-	
1,3-ジクロロプロペン (別名 D-D)	○	-	
ジクロロメタン (別名 塩化メチレン)	○	-	
テトラクロロエチレン	○	-	
1,1,1-トリクロロエタン	○	-	
1,1,2-トリクロロエタン	○	-	
トリクロロエチレン	○	-	
ベンゼン	○	-	
カドミウム及びその化合物	○	○	
六価クロム化合物	○	○	
シアン化合物	○	○	
水銀及びその化合物	○	○	
セレン及びその化合物	○	○	
鉛及びその化合物	○	○	
砒素及びその化合物	○	○	
ふっ素及びその化合物	○	○	
ほう素及びその化合物	○	○	
2-クロロ-4,6-ビス(イリアミノ)-1,3,5- トリアジン(別名 シマジン又はCAT)	○	-	第三種特定有害物質 (農薬等/農薬+PCB)
N,N-ジイソプロピルイソチオチオ尿素S-4-クロ ロベンジル(別名 イソプロパルブ又は ベンチカ-7)	○	-	
テトラメチルチアムジスルフィド(別名チ ラム又はチラム)	○	-	
ポリ塩化ビフェニル (別名 PCB)	○	-	
有機りん化合物 (ジイソプロピルラントロフェニルチオホスファイト (別名 パラチオン)、ジメチルラント ロフェニルチオホスファイト(別名 メチルパ ラチオン)、ジメチルイソプロピルチオホ スファイト(別名 メチルジメトン)及び イソプロピルラントロフェニルチオホペン チンホスホネト(別名 EPN)に限る。)	○	-	